

狛江市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

1. 改正の内容

I. 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

後期高齢者支援金等課税額（支援分）に係る賦課限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。

	現行	改正後	差額
基礎課税額（医療分）	65万円	65万円	-
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	22万円	24万円	2万円
介護納付金課税額（介護分）	17万円	17万円	-
合計	104万円	106万円	2万円

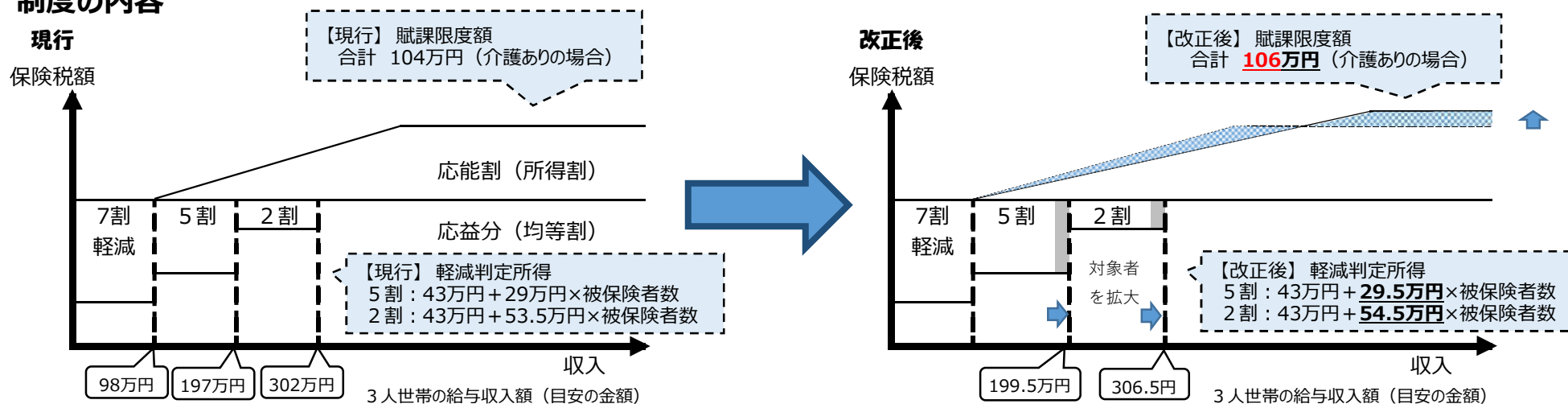
II. 国民健康保険税の軽減の拡充（所得による軽減）

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を29.5万円（現行29万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を54.5万円（現行53.5万円）に引き上げる。

	現行	改正後
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)

2. 制度の内容



3. 影響額

I. 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

支援分			
限度超過額 変更前 (22万)	限度超過額 変更後 (24万)	影響額	影響世帯数
9,266万円	8,932万円	334万円	145世帯

☆影響世帯145世帯において、2万円の範囲で税額が上がる。(年間)

☆国民健康保険会計は、334万円の歳入増

※令和6年1月5日現在の世帯・被保険者情報に基づく推計

※限度超過額とは、賦課限度額を超えているため保険税として支払われない金額。限度超過額が減少する＝税収として歳入となる額が増加する。

II. 国民健康保険税の軽減の拡充

		医療分			支援分			介護分			差引額 合計
		変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引	
5割 軽減 世帯	世帯数	1,055世帯	1,075世帯	20世帯	1,055世帯	1,075世帯	20世帯	437世帯	444世帯	7世帯	-76万円
	被保険者数	1,618人	1,654人	36人	1,618人	1,654人	36人	519人	528人	9人	
	軽減金額	-2,257万円	-2,307万円	-50万円	-915万円	-935万円	-20万円	-353万円	-359万円	-6万円	
2割 軽減 世帯	世帯数	903世帯	912世帯	9世帯	903世帯	912世帯	9世帯	337世帯	340世帯	3世帯	-12万円
	被保険者数	1,464人	1,479人	15人	1,464人	1,479人	15人	403人	408人	5人	
	軽減金額	-817万円	-825万円	-8万円	-331万円	-334万円	-3万円	-110万円	-111万円	-1万円	

※令和6年1月5日現在の世帯・被保険者情報に基づく推計

※介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者が負担

※軽減金額とは、所得の区分によって軽減が適用され、保険税から引かれている金額

☆影響世帯20世帯において、2割から5割に軽減が拡大される(介護分7世帯は当該20世帯に含まれている)。

☆影響世帯9世帯において、新たに2割の軽減が適用される(介護分3世帯は当該20世帯に含まれている)。

☆国民健康保険会計は、88万円(76万円+12万円)の歳入減

軽減額のうち 3/4→都負担(交付金) 1/4→市負担(一般会計からの法定内繰入金で対応)

4. 改正の背景と今後のスケジュール

令和5年12月22日付けで令和6年度税制改正大綱が閣議決定された。

今後、国民健康保険法施行令が改正され、地方税法関係に関しても年度内に改正される方針となっている。

法令に合わせて、狛江市国民健康保険税について改正する。なお、この改正は、地方税法等の関係法令が改正された後に改正する。